皇室事項

行啓

皇后陛下は、六月十七日午後五時四十分御出門、第五十回記念「日本更生保護女性の集い」祝賀会に御臨席のため、帝国ホテル（千代田区）へ行啓、同六時四十六分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第三号

公調委平成二十四年（フ）第二号宮城県岩沼市押分字西土手地内の賃借権設定不許可処分に対する取消裁定申請事件の審理鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年六月二十一日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

宮城県岩沼市押分字西土手六五番一

裁定申請人　株式会社県南開発

代表者　代表取締役　菊池裕加里

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

処分庁　宮城県知事

宮城県知事が平成二四年七月四日付けをもって株式会社県南開発の農地の賃借権設定許可申請に対してした不許可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定等を求める。

二　審理期日　平成二五年七月二三日午後一時三〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年6月21日

近畿地方整備局長　谷本　光司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	1号	草津市東草津一丁目字角寺九三番二から同市東草津一丁目字角寺九三番一までの下り線 草津市東草津一丁目字角寺九三番一から同市東草津一丁目字五反田三一八番七までの上下線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、佐賀労働局の関係事業主を代表する者黒木泰彦の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年6月21日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、佐賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成25年7月5日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　佐賀労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年六月二十一日

北海道経済産業局長　増山　壽一

一　件名　室蘭ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年八月六日　午後二時から

三　場所　室蘭市市民会館二階小会議室2（室蘭市輪西町二丁目五番一号）

四　事案の要旨

1　室蘭ガス株式会社の四六メガジュール地区について、一般ガス供給約款の変更（平成二十五年三月十九日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均九・八八％引き下げる等）。

2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び室蘭ガス株式会社（室蘭市日の出町二丁目四十四番一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「室蘭ガス株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十五年七月二十二日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「室蘭ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十五年七月二十二日まで、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長（ふりがな）　殿

届出者　氏名

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

室蘭ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格A4縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。